

令和2年6月8日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井 汪芳 殿

公立大学法人 長野大学
監事 小山 秀喜
監事 藤森 靖夫



監査報告

地方独立行政法人法第13条第4項、公立大学法人長野大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成29年上田市規則第2号）第2条及び公立大学法人長野大学監事監査規程に基づき実施した監査の結果を、下記のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

(1) 概要

監事2名は、毎月開催される法人の理事会に出席するとともに、法人の重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取し、必要に応じ重要な決裁書類を閲覧して関係する職員から説明を受けるとともに、財務諸表、事業報告書及び決算報告等の内容について検討を加えた。

(2) 詳細

①監査方法

令和2年6月8日（月）実施

会計監査

ヒヤリング、書面監査、実地監査、その他監事が必要と認めた方法

業務監査

ヒヤリング、書面監査、実地監査、その他監事が必要と認めた方法

②監査の内容

- ・年度計画、予算、収支計画等の実施状況に関する事項の監査
- ・決算報告書及び財務諸表等の決算に関する事項の監査
- ・その他法人の業務の執行に関し必要な事項の監査

(3) 監査対象期間

令和元年4月1日～令和2年3月31日

(4) 監査結果

- ①財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く）は、法人の財政状況及び運営状況等を適切に表示していると認める。
- ②利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- ③決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を適正に表示していると認める。

2 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従って適正に実施されている。

また、中期目標に対して中期計画、年度計画を策定し、目標達成に向けて、おおむね順調に業務を実施している。

3 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制として、令和元年度から内部監査及び内部通報システムの運用を開始することにより、法人業務の適正確保のための監視・評価体制を整備している。

4 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はなかった。

5 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

該当なし

6 その他、特に重大な指摘事項

該当なし